

新型コロナウイルスの影響による保険料等の減免について

問合せ 保険健康課 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少に対して、国民健康保険税(以下「国保税」)、後期高齢者医療制度保険料(以下「後期保険料」、介護保険料のそれぞれで減免を受けられる場合があります。

個別の該当の有無、詳しい申請方法等については、保険健康課までお問合せください。

●減免対象とその割合

【減免対象1】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯

→対象となる期間の保険料全額が減免となります。

【減免対象2】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、以下のすべてに該当する世帯

- ・事業収入等のいずれかの減少額が、前年のその事業収入等の10分の3以上であること
- ・減少する事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得が400万円以下であること
- ・国保税、後期保険料の減免を申請する場合、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

→減免の割合は、前年の合計所得金額等により決定します。

●減免の対象となる保険料(税)

令和元年度分および令和2年度分の保険料(税)で、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているもの

※加入手続きが遅れたために令和2年1月以前分の納期限が令和2年2月以降に設定されている場合、1月分以前は減免の対象となりません

●申請手続き

ダウンロード等により申請書を取得・記入いただくほか、申請内容により下記の添付書類が必要です。

○国民健康保険・後期高齢者医療制度

【減免対象1】

- ・死亡診断書、医師の診断書

【減免対象2】

- ・令和元年分の確定申告書第一表の控え(収入金額が記載されているもの)
- ・給与所得者 令和2年1月分から申請する日の直近までの給与の明細等

※令和元年中所得の申告を行っている必要があります。

※令和2年1月2日以降に神川町に転入した場合、上記に加え令和2年度の所得証明書と令和元年分収入額がわかる書類の写しが必要です。

○介護保険制度

【減免対象1】

- ・死亡診断書、医師の診断書

【減免対象2】

- ・当該事業収入等の減少の原因がわかるもの(退職証明書、雇用保険受給資格者証、廃業届など)
- ・事業の内容が分かるもの(登記事項証明書など)
- ・昨年の収入が分かるもの(給与明細書、確定申告書の控えなど)
- ・令和2年1月から申請する月までの収入が分かるもの(給与明細、収入や経費が確認できる帳簿等)

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料について

問合せ 保険健康課 保険担当 ☎0495-77-2113 FAX0495-77-2117

国民健康保険税の改定

●軽減対象世帯の拡大

令和2年の税制改正により前年所得が一定額以下の方に適用される軽減判定所得の計算方法が見直されました。昨年度に引き続き経済動向等を踏まえ見直しを図るものです。

軽減の対象に該当するかどうかは、世帯主を含む加入者の所得を把握して判定する必要がありますので、世帯員の加入者で所得の未申告の方がいる場合には申告をお願いします。

軽減割合	被保険者及び世帯主の前年の総所得金額等の合計額	
	令和元年度(改正前)	令和2年度(改正後)
7割	33万円以下(変更なし)	
5割	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下	33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下
2割	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下

※特定同一世帯所属者…後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国民健康保険の方

●課税限度額の引き上げ

基礎課税額の限度額が61万円から63万円に、介護納付金課税額の限度額が16万円から17万円に引き上げとなりました。

多子世帯の負担軽減制度(神川町の国保加入者)

町では令和2年度から子育て世帯への支援策の一環として、18歳以下の国保加入者が3人以上いる世帯を対象に、国民健康保険税の一部を減免する制度を実施します。

【対象】 18歳以下の国保加入者が3人以上いる世帯で、前年度以前の町税に滞納がないこと

※18歳以下とは、18歳に到達した年度の3月31日までの間にある加入者です。

例: 令和2年度の場合 → 平成14年4月2日以降に生まれた加入者が3人以上いる世帯

【減免額】 18歳以下の3人目以降の加入者の均等割額 5,100円~17,000円程度
(世帯により金額が異なります)

【手続き】 7月中旬に、該当する世帯へ申請書を郵送しますので、期日までに返送してください。

後期高齢者医療保険料の改定

●均等割額の軽減

後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減について、国民健康保険税と同様の見直しを図るものです。軽減の判定基準となる所得額の計算が見直され、軽減の対象が拡大されました。

軽減の対象に該当するかどうかは、世帯主と被保険者の所得を把握して判定する必要がありますので所得の未申告の方がいる場合には申告をお願いします。

軽減割合	被保険者及び世帯主の前年の総所得金額等の合計額	
	令和元年度(改正前)	令和2年度(改正後)
7.75割	33万円以下(変更なし)	
	上記のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(変更なし)	
5割	33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下	33万円+28万5千円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下
2割	33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下	33万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※)以下